

富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱

(令和5年4月1日告示第67号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着並びに介護保険サービスの安定的な提供に資することを目的に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）に要する経費の一部を補助するため、予算の範囲内において、富里市介護人材確保育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「介護サービス事業所等」とは、次に掲げる事業所又は施設であって、市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所
- (3) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (4) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (5) 法第8条第29項に規定する介護医療院
- (6) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業所
- (7) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所
- (8) 法第115条の45第1項に規定する第1号事業を行う事業所

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住所地の市税の滞納がないこと。
- (2) 申請日において初任者研修を修了しており、かつ、当該介護職員初任者

研修を修了した日（以下「修了日」という。）が申請日の属する年度の前年度の4月1日以降である者

- (3) 介護職員として、介護サービス事業所等に修了日以後3月以上継続して就業し、かつ、申請日において就業している者
- (4) 就業先である介護サービス事業者に直接雇用されている者
- (5) 次条各号に掲げる補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の支払を完了していること。
- (6) 補助金の交付の申請に係る経費について他の助成（本事業による助成を含む。）を受けていないこと。
- (7) 富里市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団関係者でない者。

（補助対象の経費）

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 初任者研修に要する受講料
- (2) 初任者研修の実施機関が指定した教材の費用

（補助金の額）

第5条 補助金額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象者となった翌日から起算して3月以内に、富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 初任者研修を修了したことを証する書類の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証する書類
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 就業証明書（別記第2号様式）
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書（別記第3号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該申請者の同意を得て市が保管する公簿等により確認することができるものについては、書類の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は富里市介護人材確保育成支援事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以降に初任者研修を修了した者に適用する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長

様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付申請書

富里市介護人材確保育成支援事業補助金の交付を受けたいので、富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請に当たって、補助金の交付の申請に係る経費については、他の助成（本事業による助成を含む。）を受けていないことを誓約します。

記

受講修了研修名	介護職員初任者研修
補助金申請額	円
補助対象経費	円
必要添付書類	(1) 初任者研修を修了したことを証する書類の写し (2) 市税の滞納がないことを証する書類 (3) 補助対象経費に係る領収書の写し (4) 就業証明書（別記第2号様式） (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書（別記第3号様式） (6) その他市長が必要と認める書類
同意書	
富里市介護人材確保育成支援事業補助金の交付審査のため、私に関する市税の納付状況について、市が調査することに同意します。 申請者 氏 名	

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

就業証明書

富里市介護人材確保育成支援事業補助金の交付に当たり、下記の者の就業について、年 月 日現在で、当事業所で雇用していることを証します。

記

被雇用者	住所	
	氏名	
	生年月日	
勤務事業所	所在地	
	名称	
	事業所番号	
	電話番号	
勤務開始日	年 月 日	
常勤・非常勤の別	常勤・非常勤	

第3号様式（第6条関係）

暴力団関係者ではない旨の誓約書

私は、下記のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。
なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 4 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 5 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

富里市長

様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

※富里市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団等ではない旨の誓約書をお願いします。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市介護人材確保育成支援事業補助金については、下記のとおり補助金を交付することに決定しましたので、富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 交付決定の条件

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市介護人材確保育成支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市介護人材確保育成支援事業補助金については、下記の理由により補助金を交付することができませんので、富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 交付決定できない理由

第6号様式（第8条関係）

富里市介護人材育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

富里市介護人材確保育成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の請求をします。

記

1 請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		種別	普通・当座・その他()
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		